

2004年 フィリピンにおけるジェンダー状況

トレリー・マリグザ

《政治的・制度的な環境》

- 政府は国連の人権に関するすべての協定に調印し、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW=The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）に参加している。
- 関連する国内法制度。
- フィリピン共和国憲法。
- 共和国法 7192 号（開発と女性、および国家建設に関する法令）
- 共和国法 9208 号（人身売買禁止法）
- 共和国法 9262 号（女性と子どもに対する暴力禁止法）
- 有権者の投票率は女性が 87%で男性（85.7%）を上回り、有権者登録数も女性が男性より多い。
- 選挙に立候補する女性は増加している。
- 国家・地方レベルの議員・首長などに占める女性の割合は 20%以下である。
- 政府職員の半数以上を女性が占めているにもかかわらず、公務員の幹部最高職に女性が占める割合はわずか 34.8%にすぎない。
- 女性の裁判官はわずか 21%である。
- 男性の世帯主による「人質投票」が未だに広く認められている。
- 一部の女性政治家は、どちらかというとも夫や父親の「延長」や「後継者」のようである。
- 公的機関の多くの女性職員は、再生産役割の「延長」のような役職についている（たとえば、秘書、出納係、経理など）。
- 労働組合のリーダーに占める女性の割合はたった 25.6%である。

《文化的環境》

- フィリピンの女性は他のアジアの女性たちに比べ、比較的よい地位を享受している。
 - 女性が教育を受けることに対して好意的な文化規範があり、経済・政治活動への女性の参加は徐々に開かれつつある。
 - 家父長制イデオロギーは未だに社会に根強く、ジェンダーのステレオタイプ化が家庭や学校・教会・企業・政府において永続的に続いている。
- ネガティブな文化的価値観の中では・・・
- 労働における性役割分担としては、社会的なケアと再生産（リプロダクション）の役割は、女性だけに任されている。

- 「良い母」という命題が存在している。
- 女性は男性の快楽の対象であるという認識がある。
- 女性は一族の「体面」を守る責任があるという信念がある。

《経済的環境》

- 既婚女性は現在、夫の承諾書なしに公共の土地を借りる、あるいは購入することができる。
- 小中高全体に通う女性の割合は全体で 84%と、教育への参加度は高い。
- 女性の仕事の減少：1 日におよそ 300 人が一時解雇され、毎日 105 人の女性が職を失っている。そしてそれは、平均 420 人の子どもに影響を及ぼしている。
- 働く女性の割合は男性に比べてずっと低い（女性 52.9%、男性 83%）。
- 女性は一般的に男性よりも賃金労働に長い時間を費やしている（1 週間あたり女性 41 時間、男性 40.2 時間）。
- 女性が男性より長時間働かねばならないのは、経済活動と家庭での活動を同時にこなさねばならないからである。
- フォーマル・セクターの雇用は、採用や報酬の点で未だに男性に有利である。
- 現在、女性の OFWs（Overseas Filipino Workers＝海外出稼ぎ労働者）は男性 OFWs より多い。女性 OFWs は男性よりも、若く、非熟練で、少ない報酬しか得られず、性的虐待・搾取のリスクに直面している。
- アロヨ政権の雇用創出プログラムの一部は、毎年 100 万人以上のフィリピン人を海外へ送り出すものである。
- 多くの女性は農業に従事しているが、その数に反して、女性たちは「見えない」存在のままである。いまだに男性のほうが女性より多くの生産資源（土地、技術、普及事業、資本、インフラ支援）にアクセスしやすい。
- 農地改革の全受益者数のうち女性は 27%である。
- 農地改革の解放特例（Emancipation Patent）を通じて女性に分配される土地を 1 ヘクタールとすれば、男性には約 9.14 ヘクタールが与えられた。土地所有権合意（Land Ownership Agreement）を通じて分配される土地は、女性 1 ヘクタールに対して男性には 5.94 ヘクタールであった。
- 1996 年から 2001 年の間で、普及事業の受益者になった女性はたった 24%であった。
- 女性の高い識字率と就学率は、より良い就職には結びついていない。
- 女性と男性のキャリア選択には明白な性別分離がある。
- 約 25 万人の 5～9 歳児（精神的にも肉体的にももっとも成長しなくてはならない、人生のなかで重要な時期）が児童労働に従事している。

《社会的環境》

- フィリピンの女性は、社会的ケアと再生産という、社会に起因する負担を強いられつ

づけている。これは、国連女性差別撤廃委員会の想定する、男女が協力して親としての責任を分担しようという規範の対極にある。

- 社会的ケアの負担は、貧しい世帯にとってより厳しいものとなっている。女性は自分の時間の3分の2の時間を家事という無給労働に費やす一方、男性が家事に費やす時間派自分の時間のわずか4分の1である。
- 長年にわたって社会福祉事業への優先順位は低く、また社会福祉事業のための公共支出は減少しつつづけている。
- 社会福祉事業を実施する機関、センター、および、設備の数は、(公的・私的の双方において) 確実に減少してきた。
- フィリピンの妊産婦死亡率(出産10万件あたりの死亡率)は近隣諸国より相対的に高い(フィリピン170、ベトナム95、中国55、タイ44)。

《女性の身体の安全》

- 女性に対する暴力事件は起こりつつづけている。女性に対する暴力の43%、および子どもに対する暴力の39%が、家庭内で生じている。また、女性に対する犯罪の61%、および子どもに対する犯罪の46%は、顔見知りによる犯行である。
- 社会は、VAW (Violence against Women : 妻への殴打や性的虐待、近親相姦など、女性に対する暴力) は「家庭内で解決されるべき問題」とみなしている。
- VAW に関する訴えは通常、バランガイ (barangay : フィリピンの最小行政単位) 司法制度に持ち込まれるが、そこでは、家庭における犠牲者の弱さについて焦点があてられないことがない。
- 警察署には女性の相談窓口が設けられているにもかかわらず、家庭内の問題は警察の管轄外であるという認識が主流である。
- 約30万人の女性が売春に携わっているが、そのうち約7万5000人は子どもで、彼らはHIV/AIDSやその他のSTD(性感染症)、ハラスメント、強奪および搾取に対して弱い立場にある。
- 人工妊娠中絶による併発症は、妊産婦の死亡原因の第4位(12%)となっている。中絶の主たる原因は経済的な困難にあり、貧困層はもっとも弱い立場にある。